

埼玉県企業立地セミナー（トップセールス版及び地方版）の

運営支援業務委託 企画提案募集要項

本委託業務は、埼玉県への企業立地をPRする「埼玉県企業立地セミナー（トップセールス版及び地方版）」の開催にあたり、参加者予定者が関心のあるテーマ・講師を効果的に選定し広報することで効果的に運営するとともに、トップセールス版の基調講演等の様子についてのライブ配信及び当日の録画データを後日オンデマンド配信することで、全国の企業に向けて埼玉県での企業立地の魅力をPRすることを目的とする。

この事業の受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

1 業務委託名

埼玉県企業立地セミナー（トップセールス版及び地方版）の運営支援業務委託

2 委託業務内容

別紙「埼玉県企業立地セミナー（トップセールス版及び地方版）の運営支援業務委託仕様書」のとおり。（以下「委託仕様書」という。）

3 履行期間

契約日から令和9年3月15日（月）まで

4 予算額

予算額 12,000,000円

※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 応募資格

企画提案書を提出することのできる者は、(1)～(8)までに掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (4) 公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (7) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」の「催物等」のうち、「催物の企画・運営等関連業務」に登録され、かつA又はB等級に格付けされている（登録されるものを含む）こと。
- (8) 自治体等が行う企業誘致についての専門的知見を有し、かつ、令和3年4月から当該企画提案競技の公募開始日までの間に、国、地方公共団体等における類似業務を受託し、誠実に履行した実績を有すること。（類似業務とは、「自治体等が開催するセミナー等の運営及び広報業務」とする。）

6 スケジュール

ホームページへの掲載	令和8年5月28日（木）
質問事項受付開始	5月28日（木）
質問事項の受付期限	6月2日（火）17時まで
質問事項の回答	6月8日（月）
企画提案参加希望書の提出期限	6月10日（水）17時まで
企画提案書の提出期限	6月17日（水）17時まで
書類審査結果通知（応募者が4者以上の場合）	6月23日（火）
プレゼンテーション審査（Teams）	6月26日（金）
選考結果発表	6月30日（火）

7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

(1) 質問の受付

a3900-02@pref.saitama.lg.jp 宛に電子メールで行う。

「埼玉県企業立地セミナー（トップセールス版及び地方版）の運営支援業務委託 企画提案募集要項の内容等に関する質問書（別記様式1）」を使用すること。なお、電子メールの件名は「埼玉県企業立地セミナー（トップセールス版及び地方版）の運営支援業務委託 質問書（法人名）」とする。

(2) 質問の回答

回答は、県ホームページに掲載する。

(3) 企画提案参加表明

ア 参加表明手続

「企画提案参加希望書（別記様式2）」を提出すること。

イ 提出先

埼玉県産業労働部企業立地課 企業誘致担当

ウ 提出方法

電子メール：a3900-02@pref.saitama.lg.jp

※PDF ファイルで送付し、送信後、電話による到達確認を行うこと。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出書類

別添「埼玉県企業立地セミナー（トップセールス版及び地方版）の運営支援業務委託 仕様書」を参照のうえ、以下の書類を提出すること。

- ・企画提案書
- ・法人の事業概要（既存のパンフレット等でも構いません。）
- ・業務実績調書（様式3）
- ・誓約書（別記様式4）
- ・見積書

※見積りは、項目、単価等を明らかにした積算内訳とすること。

※宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とすること。

イ 提出先

埼玉県産業労働部企業立地課 企業誘致担当

ウ 提出方法

電子メール：a3900-02@pref.saitama.lg.jp

※PDF ファイルで送付し、送信後、電話による到達確認を行うこと。

エ その他

- ・企画提案は、1 提案者につき 1 提案に限る。（複数提案は不可）
- ・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書の構成

企画提案書の様式は任意とするが、下記内容を記載し、仕様書に基づき A 4 判横長で作成すること。

ア 企画提案書は、イの表紙、ウの目次を含め 15 枚を上限とすること。

イ 企画提案書の 1 ページ目（表紙）には、次の事項を記載すること。

- ・表題（埼玉県企業立地セミナー（トップセールス版及び地方版）の運営支援業務委託 企画提案書）
- ・応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

ウ 企画提案書の 2 ページ目は「目次」とすること。

エ 企画提案書の 3 ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。

- ・企画提案の理念と基本方針

- ・企画提案事項の内容、特に重要と考えるポイント
- ・基調講演のテーマ・講師の候補
- ・広報結果の目標値とその根拠
- ・広報実施スケジュール
- ・オンライン配信実施案
- ・実施体制・実績
- ・その他、必要と思われる事項

8 契約先候補の選考方法

(1) 決定方法

- ・県は選定委員会を設置し、書類審査及びプレゼンテーションに基づき、審査するものとする。
- ・当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約先候補に決定する。
- ・企画提案事業者が1者のみの場合も同様の方法により選定の可否を決定する。
- ・審査結果が最低基準点に満たない場合は再度選定を行う場合がある。

(2) 書類審査

- ・応募者が4者以上の場合は企画提案書及びその他提出書類による書類審査を実施し、書類審査を通過した者(3者以内)のみプレゼンテーション審査を行う。
- ・書類審査の結果(未実施時も含む)は、応募者全員に電子メールで通知する。

(3) プレゼンテーション審査

ア 開催日時・方法

〈日時〉令和8年6月26日(金)

〈方法〉オンライン(Teams)による

※ 参加者に対して開始時間、会議URL等を電子メールで連絡する。

イ プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーションは1者当たり15分以内、企画提案に対する質疑は1者当たり10分程度とする。

ウ 説明について

主たる説明者は本業務を実施する際の統括責任予定者とする。なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

エ その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を用いるものとする。

(4) 審査基準

審査項目、審査の視点は概ね下記のとおりとする。

区分	審査項目	審査の視点
1 企画	(1) 全体	① 仕様書等をふまえ、効果的な運営を行うための創意工夫の見られる（独自性の高い）提案となっているか。
	(2) 基調講演のテーマ・講師の選定、調整等	② 本業務の目的を踏まえた提案となっているか。
	(3) イベント広報業務	③ ターゲット：埼玉県の企業誘致活動の対象となる企業の経営層・管理職（企画部門・管理部門・製造部門等）に属するビジネスパーソンへのアプローチが期待できる提案となっているか。
		④ 広報の手法：集客をするための効果的で実現性の高い提案となっているか。
	(4) イベント配信業務	⑤ 撮影・配信業務：当日の撮影・配信について着実な実施が期待できる提案となっているか。
		⑥ 録画・編集業務：開催後、県のHPで動画を掲載する上で、着実な対応が期待できる提案となっているか。
2 経験、実施体制	(1) 業務実績	⑦ 類似業務の受注実績において、十分な成果を有しているか（類似業務とは、「自治体等が開催するセミナー等の運営及び広報業務」とする。）
	(2) 業務実施体制	⑧ 業務を遂行する上で十分な人員・体制を確保するとともに専門的技術・ノウハウを有しているか。
3 その他	(1) 見積書	⑨ 費用が予算の範囲内であり、コストパフォーマンスに優れた積算かつ廉価な価格設定となっているか。
	(2) 契約主体の拠点	⑩ 県内に本店又は契約の主体となる支店、営業所等を有する者であるか

9 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行うこととする。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

10 情報公開

本案件の審査結果として、原則として次の事項を公表する。

- (1) 実施部局名、課所名、契約件名及び選定方法
- (2) 参加申請した全事業者名（ただし、契約先候補者以外は仮称）
- (3) 審査基準に係る審査項目
- (4) 全事業者の得点又は契約先候補者の選定順位に係る評価数値
- (5) その他発注機関が必要と認める事項

11 その他留意事項

- (1) 提案の失格、無効（次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする）
 - ・談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
 - ・資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
 - ・虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
 - ・指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
 - ・提出書類（企画提案書、法人の事業概要、誓約書、見積書）がないもの。
 - ・委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
 - ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものまたはこれを訂正して押印しない提出書類により参加申込をしたもの。
- (2) 企画提案競技の停止、中止及び取消
やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。
なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。
- (3) その他
 - ・参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
 - ・提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。また、企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

12 問い合わせ先

埼玉県産業労働部企業立地課 企業誘致担当 小池 米山

（住所）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎4階）

(電話) 048-830-3748 / (FAX) 048-830-4815

(電子メールアドレス) a3900-02@pref.saitama.lg.jp